

令和3年6月15日 開会

令和3年6月 日 閉会

## 令和3年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

## 議 案 目 次

報告第1号	令和2年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について	P 1
報告第2号	令和2年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	P 5
承認第1号	令和3年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を 求めることについて	P 7
議案第1号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	P 19
議案第2号	江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	P 23
議案第3号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について	P 25
議案第4号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について	P 27
議案第5号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について	P 29
議案第6号	令和3年度江差町一般会計補正予算(第5号)について	P 31
議案第7号	民事調停事件に係る調停案の受諾について	P 51
議案第8号	権利の放棄について	P 53
議案第9号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に 関する協定の締結について	P 55
議案第10号	江差町土地開発公社の解散について	P 57
同意第1号	江差町農業委員会委員の任命について	P 59
同意第2号	江差町農業委員会委員の任命について	P 61
同意第3号	江差町農業委員会委員の任命について	P 63
同意第4号	江差町農業委員会委員の任命について	P 65
同意第5号	江差町農業委員会委員の任命について	P 67
同意第6号	江差町農業委員会委員の任命について	P 69
同意第7号	江差町農業委員会委員の任命について	P 71
同意第8号	江差町農業委員会委員の任命について	P 73
同意第9号	江差町農業委員会委員の任命について	P 75
同意第10号	江差町農業委員会委員の任命について	P 77
同意第11号	江差町農業委員会委員の任命について	P 79
同意第12号	江差町農業委員会委員の任命について	P 81
同意第13号	江差町農業委員会委員の任命について	P 83

報告第1号

令和2年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

令和2年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
2	1	町有施設PCB対策	円 9,686,000	円 2,780,000	円	円 調定未済額 2,700,000 (内訳) 地方債 2,700,000	円 80,000
2	1	陣屋・円山地区町有 地法面崩落防止	円 72,755,000	円 69,730,000	円	円 調定未済額 69,700,000 (内訳) 地方債 69,700,000	円 30,000
2	1	かもめ島上老朽施設 等解体	円 43,274,000	円 43,274,000	円	円	円 43,274,000
2	1	地域経済キャッシュレ ス化推進	円 6,138,000	円 6,138,000	円	円 調定未済額 4,158,000 (内訳) 国庫支出金 4,158,000	円 1,980,000
2	1	高度無線環境整備推 進	円 73,555,000	円 73,555,000	円	円 調定未済額 73,494,000 (内訳) 国庫支出金 37,194,000 地方債 36,300,000	円 61,000
3	1	社会福祉費 新生児特別定額給付 金給付事業	円 2,700,000	円 400,000	円	円 調定未済額 400,000 (内訳) 国庫支出金 400,000	円
3	1	社会福祉費 介護施設等新規入所 者PCR検査事業	円 2,060,000	円 1,888,000	円	円 調定未済額 1,887,000 (内訳) 国庫支出金 1,887,000	円 1,000
3	2	児童福祉費 学童保育所整備	円 13,976,000	円 12,870,000	円	円 調定未済額 12,870,000 (内訳) 国庫支出金 12,870,000	円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
4	1	保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保	円 33,744,000	円 30,257,000	円	円 調定未済額 30,218,000 (内訳) 国庫支出金 30,218,000	円 39,000
4	1	保健衛生費 ぬくもり保養センター 修繕工事	円 2,393,000	円 1,936,000	円	円	円 1,936,000
6	1	農業費 農業経営次期作支援 給付事業	円 9,100,000	円 9,100,000	円	円 調定未済額 9,100,000 (内訳) 国庫支出金 9,100,000	円
8	4	港湾費 直轄港湾整備(国第3 次補正分)	円 8,000,000	円 8,000,000	円	円 調定未済額 8,000,000 (内訳) 地方債 8,000,000	円
9	1	消防費 檜山広域行政組合分 担金(災害対応特殊救 急自動車整備)	円 19,435,000	円 19,435,000	円	円	円 19,435,000
10	2	小学校費 感染症対策等の学校 教育活動継続支援事 業	円 2,729,000	円 2,729,000	円	円 調定未済額 2,400,000 (内訳) 国庫支出金 2,400,000	円 329,000
10	3	中学校費 感染症対策等の学校 教育活動継続支援事 業	円 1,800,000	円 1,800,000	円	円 調定未済額 1,600,000 (内訳) 国庫支出金 1,600,000	円 200,000



報告第2号

令和2年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

令和2年度 江差町港湾整備事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
1	1	港湾センター倉庫軒先 撤去及び補修工事	円 2,908,000	円 2,908,000	円	円	円 2,908,000



承認第1号

令和3年度江差町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

令和3年度江差町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査事業に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和3年5月13日

江差町長 照井 誉之介

### 令和3年度江差町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度江差町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,737,437千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	老人福祉費	高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査	1,180	1,180					
計			1,180	1,180					

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		672,785	1,180	673,965
	2国庫補助金	281,374	1,180	282,554
歳入合計		5,736,257	1,180	5,737,437

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3民生費	1,491,089	1,180	1,492,269	1,180			
歳出合計	5,736,257	1,180	5,737,437	1,180	0	0	0

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	672,785	1,180	673,965
歳入合計	5,736,257	1,180	5,737,437

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3民生費	1,491,089	1,180	1,492,269	1,180			
歳出合計	5,736,257	1,180	5,737,437	1,180	0	0	0

## (2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
13 国庫支出金	672,785	1,180	673,965
2 国庫補助金	281,374	1,180	282,554
2 民生費国庫補助金	6,054	1,180	7,234
歳入合計	5,736,257	1,180	5,737,437



単位：千円

節		説明
区	分金額	
1	社会福祉費補助金	1,180 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	1,491,089	1,180	1,492,269	1,180			
1 社会福祉費	1,188,603	1,180	1,189,783	1,180			
3 老人福祉費	467,026	1,180	468,206	1,180			
歳出合計	5,736,257	1,180	5,737,437	1,180	0	0	0

単位：千円

節		説明		
区	分		金額	
11 役	務	費	1,180	手数料 P C R 検査手数料



議案第1号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正するもの。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「18,100円」を「18,700円」に改める。

第5条第1号中「28,000円」を「26,900円」に改め、同条第2号中「14,000円」を「13,450円」に改め、同条第3号中「21,000円」を「20,175円」に改める。

第7条中「6,500円」を「7,100円」に改める。

第7条の2第1号中「10,200円」を「9,600円」に改め、同条第2号中「5,100円」を「4,800円」に改め、同条第3号中「7,650円」を「7,200円」に改める。

第9条中「6,300円」を「7,000円」に改める。

第9条の2中「7,300円」を「6,800円」に改める。

第23条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「12,670円」を「13,090円」に改め、同号イ中「19,600円」を「18,830円」に、「9,800円」を「9,415円」に、「14,700円」を「14,122円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「4,970円」に改め、同号エ中「7,140円」を「6,720円」に、「3,570円」を「3,360円」に、「5,355円」を「5,040円」に改め、同号オ中「4,410円」を「4,900円」に改め、同号カ中「5,110円」を「4,760円」に改め、同条第2号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「9,050円」を「9,350円」に改め、同号イ中「14,000円」を「13,450円」に、「7,000円」を「6,725円」に、「10,500円」を「10,087円」に改め、同号ウ中「3,250円」を「3,550

円」に改め、同号エ中「5,100円」を「4,800円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,825円」を「3,600円」に改め、同号オ中「3,150円」を「3,500円」に改め、同号カ中「3,650円」を「3,400円」に改め、同条第3号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同号ア中「3,620円」を「3,740円」に改め、同号イ中「5,600円」を「5,380円」に、「2,800円」を「2,690円」に、「4,200円」を「4,035円」に改め、同号ウ中「1,300円」を「1,420円」に改め、同号エ中「2,040円」を「1,920円」に、「1,020円」を「960円」に、「1,530円」を「1,440円」に改め、同号オ中「1,260円」を「1,400円」に改め、同号カ中「1,460円」を「1,360円」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

附則第14項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。





議案第2号

江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

新型コロナウイルス感染症の定義変更に伴い、江差町国民健康保険条例を改正するもの。

## 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江差町国民健康保険条例附則第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第3号

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について

江差町介護保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免期間の延長、新型コロナウイルス感染症の定義変更に伴い、江差町介護保険条例を改正するもの。

## 江差町介護保険条例の一部を改正する条例

江差町介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項を次のように改める。

第6条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。
  - ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分3以上であること。
  - イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第6条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

議案第 4 号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 3 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

## 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）  
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項本文中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

### 第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第5号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第42条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第6号

令和3年度江差町一般会計補正予算（第5号）について

令和3年度江差町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ76,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,813,552千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和3年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要性が生じたことによる。

令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	町有地購入促進奨励金	700					700	
総務費	企画費	ニシンチャレンジカップ 実行委員会補助	1,540				770	770	
総務費	企画費	江差町地域づくりポイント発行事業	608				608		
総務費	企画費	北の江の島拠点施設整備構想策定	8,318					8,318	
総務費	住民運動対策費	コミュニティ助成(橋本町「聖武山」山車改修補助)	2,500				2,500		
衛生費	保健衛生総務費	道立江差病院医師確保対策	2,000				2,000		
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	917		917				
商工費	商工業振興費	産業資金債務弁済についての調停申立に伴う代理人選任	30					30	
商工費	観光費	東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン推進	4,500		500			4,000	
一般事業補正 計			21,113	0	1,417	0	5,878	13,818	
総務費	一般管理費	庁舎内飛沫感染防止対策	100	100					
総務費	一般管理費	職員人件費(一般管理費分)	2,850	2,850					
総務費	文書広報費	新型コロナウイルス関連周知	2,176	2,176					
総務費	企画費	江差EZOCA普及促進	1,666	1,666					
商工費	商工業振興費	“第2弾”事業継続支援緊急給付金	35,000	35,000					
商工費	商工業振興費	地域経済活性化支援補助	1,100	1,100					
商工費	商工業振興費	商店街地域拠点施設感染防止対策支援	300	300					
消防費	災害対策費	指定避難所Wi-Fi環境整備	1,084	1,084					

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
教育費	図書館費	図書館システム整備	6,623	6,623					
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金事業 計			50,899	50,899	0	0	0	0	
民生費	児童福祉 総務費	低所得子育て世帯給 付金	4,103	4,102				1	
新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化交付金事業 計			4,103	4,102	0	0	0	1	
計			76,115	55,001	1,417		5,878	13,819	

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		673,965	55,001	728,966
	2 国庫補助金	282,554	55,001	337,555
14 道支出金		276,843	1,417	278,260
	2 道補助金	41,177	1,417	42,594
17 繰入金		509,054	2,000	511,054
	1 基金繰入金	509,054	2,000	511,054
18 繰越金		20,870	13,819	34,689
	1 繰越金	20,870	13,819	34,689
19 諸収入		80,629	3,878	84,507
	4 交付金	3,730	770	4,500
	6 雑入	20,938	3,108	24,046
歳 入 合 計		5,737,437	76,115	5,813,552

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,004,627	20,458	1,025,085
	1 総務管理費	953,571	20,458	974,029
3 民生費		1,492,269	4,103	1,496,372
	2 児童福祉費	302,486	4,103	306,589
4 衛生費		475,744	2,000	477,744
	1 保健衛生費	475,744	2,000	477,744
6 農林水産業費		161,023	917	161,940
	1 農業費	102,140	917	103,057
7 商工費		228,012	40,930	268,942
	1 商工費	228,012	40,930	268,942
9 消防費		236,400	1,084	237,484
	1 消防費	236,400	1,084	237,484
10 教育費		698,344	6,623	704,967
	4 社会教育費	74,344	6,623	80,967
歳出合計		5,737,437	76,115	5,813,552

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	673,965	55,001	728,966
14 道支出金	276,843	1,417	278,260
17 繰入金	509,054	2,000	511,054
18 繰越金	20,870	13,819	34,689
19 諸収入	80,629	3,878	84,507
歳入合計	5,737,437	76,115	5,813,552

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,004,627	20,458	1,025,085	6,792		3,878	9,788
3民生費	1,492,269	4,103	1,496,372	4,102			1
4衛生費	475,744	2,000	477,744			2,000	
6農林水産業費	161,023	917	161,940	917			
7商工費	228,012	40,930	268,942	36,900			4,030
9消防費	236,400	1,084	237,484	1,084			
10教育費	698,344	6,623	704,967	6,623			
歳出合計	5,737,437	76,115	5,813,552	56,418	0	5,878	13,819

## (2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計	
				項
				目
13 国庫支出金	673,965	55,001	728,966	
2 国庫補助金	282,554	55,001	337,555	
1 総務費国庫補助金	5,487	6,792	12,279	
2 民生費国庫補助金	7,234	4,102	11,336	
6 消防費国庫補助金	2,486	1,084	3,570	
7 教育費国庫補助金	487	6,623	7,110	
8 商工費国庫補助金	10,080	36,400	46,480	
14 道支出金	276,843	1,417	278,260	
2 道補助金	41,177	1,417	42,594	
3 農林水産業費道費補助金	15,626	917	16,543	
4 商工費道費補助金	0	500	500	
17 繰入金	509,054	2,000	511,054	
1 基金繰入金	509,054	2,000	511,054	
2 過疎地域自立促進基金繰入金	31,500	2,000	33,500	
18 繰越金	20,870	13,819	34,689	
1 繰越金	20,870	13,819	34,689	
1 繰越金	20,870	13,819	34,689	
19 諸収入	80,629	3,878	84,507	
4 交付金	3,730	770	4,500	
1 総務費交付金	950	770	1,720	
6 雑入	20,938	3,108	24,046	
1 雑入	20,938	3,108	24,046	



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	総務管理費補助金	6,792	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 職員人件費（一般管理費分） 2,850 新型コロナウイルス関連周知 2,176 江差EZOCA普及促進 1,666 庁舎内飛沫感染防止対策 100
2	児童福祉費補助金	4,102	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
1	消防費補助金	1,084	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 指定避難所Wi-Fi環境整備
3	社会教育費補助金	6,623	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 図書館システム整備
1	商工費国庫補助金	36,400	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 “第2弾”事業継続支援緊急給付金 35,000 地域経済活性化支援補助 1,100 商店街地域拠点施設感染防止対策支援 300
1	農業費補助金	917	経営所得安定対策等推進事業補助
1	観光費補助金	500	木下町等新型コロナウイルス感染症対策交付金 300 木下町アソート交流プロジェクト補助金 200
1	過疎地域自立促進基金繰入金	2,000	過疎地域自立促進基金繰入金
1	前年度繰越金	13,819	前年度繰越金
1	総務費交付金	770	いきいきふるさと推進補助
2	雑入	3,108	コミュニティ助成（一般財団法人自治総合センター助成） 2,500

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
歳入合計	5,737,437	76,115	5,813,552

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
		EZOCAポイント還元分 608

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,004,627	20,458	1,025,085	6,792		3,878	9,788
1 総務管理費	953,571	20,458	974,029	6,792		3,878	9,788
1 一般管理費	659,209	2,950	662,159	2,950			
2 文書広報費	9,256	2,176	11,432	2,176			
5 財産管理費	43,088	700	43,788				700
6 企画費	210,820	12,132	222,952	1,666		1,378	9,088
8 住民運動対策費	4,522	2,500	7,022			2,500	
3 民生費	1,492,269	4,103	1,496,372	4,102			1
2 児童福祉費	302,486	4,103	306,589	4,102			1
1 児童福祉総務費	161,794	4,103	165,897	4,102			1

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	2,850	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当
			2,500 350
10	需用費	100	消耗品費
10	需用費	471	消耗品費 印刷製本費
			208 263
12	委託料	1,705	チラシ等配布委託料
18	負担金補助及び交付金	700	町有地購入促進奨励金
7	報償費	66	イベントスタッフ謝礼 PR図案作成謝礼
			36 30
8	旅費	83	職員旅費
10	需用費	639	消耗品費 印刷製本費
			539 100
11	役務費	281	通信運搬費 電話料等 郵便料・送料 手数料 その他手数料 保険料 Wi-Fi本体保険料
			88 94 55 44
12	委託料	9,488	北の江の島拠点施設整備構想策定 EZOCAポイント付与 キャッシュレス化イベント委託等
			8,300 1,053 135
13	使用料及び賃借料	18	Web会議システム使用料
17	備品購入費	17	Wi-Fi本体機器
18	負担金補助及び交付金	1,540	ニシンチャレンジカップ実行委員会補助
18	負担金補助及び交付金	2,500	橋本町「聖武山」山車改修補助
2	給料	293	会計年度任用職員
4	共済費	46	会計年度任用職員 社会保険料

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
4 衛生費	475,744	2,000	477,744			2,000	
1 保健衛生費	475,744	2,000	477,744			2,000	
1 保健衛生総務費	374,699	2,000	376,699			2,000	
6 農林水産業費	161,023	917	161,940	917			
1 農業費	102,140	917	103,057	917			
2 農業振興費	27,349	917	28,266	917			
7 商工費	228,012	40,930	268,942	36,900			4,030
1 商工費	228,012	40,930	268,942	36,900			4,030
2 商工業振興費	82,553	36,430	118,983	36,400			30
3 観光費	81,835	4,500	86,335	500			4,000

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	役 務 費	114	通信運搬費 郵便料・送料 52 手数料 その他手数料 62
18	負担金補助及び交付金	3,650	低所得子育て世帯給付金
20	貸 付 金	2,000	道立江差病院医師研究資金貸付
18	負担金補助及び交付金	917	江差町地域農業再生協議会補助（経営所得安定対策等推進事業補助）
12	委 託 料	30	調停申立に伴う代理人選任
18	負担金補助及び交付金	36,400	“第2弾”事業継続支援緊急給付金 35,000 地域経済活性化支援補助 1,100 商店街地域拠点施設感染防止対策支援 300
7	報 償 費	340	選手団謝礼 150 観光体験謝礼 100 通訳謝礼 90
8	旅 費	321	職員旅費 141 選手団等旅費 180
10	需 用 費	750	消耗品費 600 食糧費 150
11	役 務 費	600	通信運搬費 郵便料・送料 40 広告料 200 手数料 検査手数料 350 その他 10
12	委 託 料	2,419	事後交流会支援業務委託 1,780 講演委託 540 PRイベント物品保管警備委託 99
13	使用料及び賃借料	70	物販用備品借上料 30 PRイベント駐車料金 20

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
9 消防費	236,400	1,084	237,484	1,084			
1 消防費	236,400	1,084	237,484	1,084			
4 災害対策費	13,703	1,084	14,787	1,084			
10 教育費	698,344	6,623	704,967	6,623			
4 社会教育費	74,344	6,623	80,967	6,623			
2 図書館費	6,586	6,623	13,209	6,623			
歳出合計	5,737,437	76,115	5,813,552	56,418	0	5,878	13,819



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			翻訳機借上料 20
14	工事請負費	1,084	指定避難所Wi-Fi環境整備
2	給料	1,356	会計年度任用職員
4	共济費	207	会計年度任用職員 社会保険料
12	委託料	5,060	図書館システム導入作業委託

## (4) 給与費明細書

## 1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	3		20,976	7,780 4.45		291	7,892	36,939	5,830	42,769
	議 員	12	26,436		5,618 2.55				32,054	8,973	41,027
	その他の特別 職	322	15,088						15,088		15,088
	計	337	41,524	20,976	13,398		291	7,892	84,081	14,803	98,884
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特別 職										
	計										
補 正 後	長 等	3		20,976	7,780 4.45		291	7,892	36,939	5,830	42,769
	議 員	12	26,436		5,618				32,054	8,973	41,027
	その他の特別 職	322	15,088						15,088		15,088
	計	337	41,524	20,976	13,398		291	7,892	84,081	14,803	98,884

## 2. 一般職

## (1) 総括

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	92		332,981	43,386	376,367	106,751	483,118	
補 正 額				2,850	2,850		2,850	
補 正 後	92		332,981	46,236	379,217	106,751	485,968	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
		補 正 前				14,285			4,663	1,380
補 正 額							2,500			
補 正 後		0	0	14,285	0	0	7,163	1,380	0	500
	区 分	宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 員 担 金 (千円)	備 考				
補 正 前					22,558					
補 正 額				350						
補 正 後				350	22,558					

## イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	69	48,697	78,088	43,386	170,171	25,633	195,804	
補 正 額	3		1,649		1,649	253	1,902	
補 正 後	72	48,697	79,737	43,386	171,820	25,886	197,706	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
		補 正 前				9,210			4,769	501
補 正 額										
補 正 後				9,210			4,769	501		
	区 分	宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 員 担 金 (千円)	備 考				
補 正 前										
補 正 額										
補 正 後										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	2,850	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,850	コロナ対策対応諸手当 時間外勤務手当 2,500 管理職特別勤務手当 350	



## 議案第7号

### 民事調停事件に係る調停案の受諾について

次のとおり調停案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

#### 1 事件名

令和3年（メ）第1号 債務弁済協定調停事件

#### 2 申立人

- (1) 住 所 檜山郡江差町字姥神町138番地1  
名 称 江差青果卸売市場株式会社  
代表者 代表清算人 森野 一夫
- (2) 住 所 檜山郡江差町字円山299番地30  
氏 名 森野 一夫（連帯保証人）

相手方 江差町

#### 3 事件の概要

令和元年10月1日付け、江差町が江差青果卸売市場株式会社に対して貸付した江差町産業資金10,000,000円の返済方法について、令和3年2月4日に江差簡易裁判所に、申立人ら（江差青果卸売市場株式会社及び森野一夫氏）が江差町を相手方として、民事調停を申し立てたもの。

#### 4 調停条項

- (1) 申立人らは、相手方に対し、令和元年10月1日付け江差町産業資金貸付（申立人会社が借主、申立人森野が連帯保証人）による借受金元金10,000,000円及びこれに対する利息及び遅延損害金を連帯して支払う義務のあることを認める。
- (2) 申立人らは、相手方に対し、連帯して、令和3年7月30日限り、前項の元金10,000,000円のうち6,075,147円を相手方に持参又は送金して支払う。
- (3) 相手方は、申立人らに対し、第1項の債務につき、利息及び遅延損害金の全部及び元金10,000,000円のうち3,924,853円を免除する。
- (4) 申立人らと相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は各自の負担とする。



議案第8号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

記

1 権利放棄の内容

江差青果卸売市場株式会社に対して町が貸し付けた江差町産業資金の債権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額 5,828,606円

(内訳)

令和元年度後期江差町産業資金

元金10,000,000円のうち 3,924,853円

利子 63,753円

令和3年7月5日までの延滞金 1,840,000円

3 相手方

住 所 江差町字姥神町138番地1

名 称 江差青果卸売市場株式会社

4 放棄の理由

江差青果卸売市場株式会社の解散にあたり、会社及び連帯保証人の2者より江差町産業資金の返済方法についての調停申立てがあり、調停の結果、調停委員会からの勧告案を受諾するため。





## 議案第9号

江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の  
締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり協定を締結するため、議会の議決を求める。

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 委託の対象  | 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事                   |
| 2 工事場所   | 江差町字砂川411番地6                                   |
| 3 事業費    | 198,000,000円                                   |
| 4 委託期間   | 令和3年度から令和4年度                                   |
| 5 委託の相手方 | 東京都文京区湯島2丁目31番27号<br>日本下水道事業団<br>代表者 理事長 森岡 泰裕 |

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が50,000,000円以上の請負契約であるため。



議案第10号

江差町土地開発公社の解散について

江差町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町土地開発公社解散のため、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。



同意第1号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字中網町13番地
- 2 氏 名 畠山 克朗  
(昭和36年3月5日生・60歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第2号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字越前町102番地
- 2 氏 名 笠原 一雄  
(昭和27年4月26日生・69歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介





同意第3号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 住 所 檜山郡江差町字水堀町343番地

2 氏 名 小笠原 裕章  
(昭和45年3月9日生・51歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第4号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字鹹川町17番地
- 2 氏 名 山口 艶子  
(昭和31年7月21日生・64歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第5号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字水堀町122番地
- 2 氏 名 佐藤 幸男  
(昭和21年6月18日生・74歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第6号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字小黒部町20番地
- 2 氏 名 佐藤 均  
(昭和23年3月21日生・73歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介





同意第7号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字越前町146番地
- 2 氏 名 鈴木 朝雄  
(昭和27年7月24日生・68歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第8号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字水堀町234番地
- 2 氏 名 村田 雄一  
(昭和23年11月4日生・72歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第9号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字小黒部町430番地2
- 2 氏 名 吉田 喜代志  
(昭和24年7月25日生・71歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字田沢町559番地4
- 2 氏 名 中野 弘一  
(昭和16年11月8日生・79歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介





同意第11号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字水堀町210番地
- 2 氏 名 佐藤 弘志  
(昭和32年4月2日生・64歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第12号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字中網町48番地
- 2 氏 名 長尾 徹  
(昭和50年3月29日生・46歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介



同意第13号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字愛宕町35番地
- 2 氏 名 従二谷 伸一  
(昭和23年1月27日生・73歳)

令和3年6月15日提出

江差町長 照井 誉之介